

令和2年度富士市中小企業者温暖化対策事業費補助金Q & A

令和2年4月1日
富士市環境総務課

1 対象事業関係

- Q1-1 省エネルギーにつながるものは何でも補助対象ですか？
- Q1-2 新エネルギーは何でも補助対象ですか？
- Q1-3 省エネルギー設備を新設しますが、補助対象となりますか？
- Q1-4 本社は市外ですが、事務所は富士市にあり、事務所の省エネ改修をしたいのですが、対象ですか？
(同種問：本社は富士市ですが、事務所は市外です。この事務所の省エネ改修は対象ですか？)
- Q1-5 アパートは対象になりますか？
- Q1-6 国庫補助金、県費補助金及び他の市費補助金と併用できますか？
- Q1-7 事業期間内に補助対象機器等の判断基準の変更はありえますか？
- Q1-8 系統連携協議（および電力会社との契約）と設備認定を平成31年3月末日までに行いましたが、設置工事は令和元年度になります。この場合は補助事業として対象になりますか？
- Q1-9 「構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合」とは具体的にどのような事業ですか？
- Q1-10 着工済みの事業も補助対象となりますか？
- Q1-11 リース契約は補助対象となりますか？

2 対象者関係

- Q2-1 個人事業主ですが、対象となりますか？
- Q2-2 対象事業者の定義にある「市長が適当と認めるもの」とは？
- Q2-3 公共的団体とは何ですか？
- Q2-4 社会福祉法人ですが、中小企業者に含まれますか？

3 補助金額関係

- Q3-1 補助金額に下限はありますか？
- Q3-2 国庫補助金（県費補助金）を併用するより、市の補助金単独の補助金額が多くなるのですが、市補助金だけの申請を行ってもよいですか？
- Q3-3 省エネルギー対策と新エネルギー対策を同時に導入すると補助金額はどのようになりますか？
- Q3-4 LEDと他の対策を同時実施した場合の補助金額は、どのように計算しますか？

4 申請手続き関係

- Q4-1 補助金は先着順ですか？
- Q4-2 何回申請可能ですか？
- Q4-3 年度内の別の時期(例えば5月と10月)にLED照明導入と高効率空調の導入を行います。両方補助対象とすることはできますか？

5 発注・支払い関係

- Q5-1 支払いは手形でも補助金の対象となりますか？
- Q5-2 金融機関の振込をするため、領収書が発行されませんがどのようにすればよろしいですか？
- Q5-3 債権の相殺をするため、総額の領収書が発行されませんがどのようにすればよろしいですか？

6 具体的事例

- Q6-1 温室効果ガス効果はどのように計算すればよろしいですか？

- Q 6 - 2 太陽光発電設備ですが、温室効果ガス削減量の算出はどのように行いますか？
- Q 6 - 3 店舗兼住宅のため電気などの契約が1つとなっています。補助金の申請は可能ですか？
- Q 6 - 4 機器の更新により省エネを行いますが、設備規模の縮小を伴います。補助金の対象となる温室効果ガスの削減量はどれくらいになりますか？

7 その他

- Q 7 - 1 設置後に報告などはありますか？
- Q 7 - 2 富士市環境アドバイザーには、どうすればなれますか？
- Q 7 - 3 国の補助金公募期間を過ぎてしまいました。次の公募に応募し結果が出るまで市の補助金を受けることはできませんか？（Q 1 - 6の補足：省エネルギー）
- Q 7 - 4 補助金で取得した財産の処分について、どのような制限がありますか？

1 対象事業関係

Q 1-1 省エネルギーにつながるものは何でも補助対象ですか？

A 1-1 機器を更新すれば、過去のものより効率が向上するのはあたりまえですので、省エネルギー対策は、先導性があるものを補助対象事業としております。

省エネルギー対策は、環境アドバイザー等の省エネルギー診断を受けることが前提となっており、小規模事業所省エネルギー診断指針は、この定義に適合するように策定されておりますので、省エネルギー診断を受けていただいた結果は補助対象事業となります。

一方、指針の範囲にない計画（製造工場など）にあっては、個別判断となりますので、判断に迷う場合は、申請者本人又は診断を行う環境アドバイザーが、環境総務課までお問い合わせください。

先導性の定義

- 自力導入が、一般的な機材ではない。（※）
- 法定耐用年数÷単純投資回収年数が、5.0未満

Q 1-2 新エネルギーは何でも補助対象ですか？

A 1-2 新エネルギー対策は、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に掲げる新エネルギー利用等を行うための施設又は設備の整備です。

Q 1-3 省エネルギー設備を新設しますが、補助対象となりますか？

A 1-3 次のとおりとなります。

省エネ型機器	○事業所全体の省エネルギー診断が必要 ○温室効果ガス10%又は年間5トン以上の削減が必要 ○改修が対象（新設は対象外）
次世代型機器	○次世代型機器にかかわる部分のみの省エネルギー診断が必要 ○温室効果ガス10%又は年間5トン以上の削減が必要 ○改修・新設が対象
推奨機器	○推奨機器にかかわる部分のみの省エネルギー診断が必要 ○温室効果ガス削減量に基準はない。 ○改修・新設が対象

次世代型機器の新設：省エネルギー診断に係る部分について、設置前と設置後で削減されている必要がある。

推奨機器の新設：みなし削減量を用いることで、設置前との比較を行う必要がない。

省エネ型機器・次世代型機器の基準はWEBサイトで公表しています。（省エネ診断指針 別紙1）
富士市環境エネルギー推進協議会：

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0901/fmervo00000047u7.html>

Q 1-4 本社は市外ですが、事務所は富士市にあり、事務所の省エネ改修をしたいのですが、対象ですか？

(同種問: 本社は富士市ですが、事務所は市外です。この事務所の省エネ改修は対象ですか?)

A 1-4 省エネ改修を行う事業場・事務所などが、市内であれば対象となります。このため、本問では、前者は対象になりますが、同種問の例は対象外となります。

Q 1-5 アパートは対象になりますか？

A 1-5 本補助金は、業務部門における地球温暖化対策の推進を目的としているため、次の条件を満たしている場合のみ、対象となります。

なお、温室効果ガス削減の算定対象となるのは、共有部分のみとなります。

①経営者が法人又は青色申告者であって、そのアパート等による収入が「事業所得」として申告されている、又は「不動産所得を生ずべき事業」として行われているもの。

②電力・ガスなどのエネルギーの契約が、経営する個人の住居と別契約になっていること。

【参考】所得税基本通達 抜粋 (国税庁)

(アパート、下宿等の所得の区分)

26-4 アパート、下宿等の所得の区分については、次による。

(1) アパート、貸間等のように食事を供さない場合の所得は、不動産所得とする。

(2) 下宿等のように食事を供する場合の所得は、事業所得又は雑所得とする。

(建物の貸付けが事業として行われているかどうかの判定)

26-9 建物の貸付けが不動産所得を生ずべき事業として行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で建物の貸付けを行っているかどうかにより判定すべきであるが、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合又は賃貸料の収入の状況、貸付資産の管理の状況等からみてこれらの場合に準ずる事情があると認められる場合には、特に反証がない限り、事業として行われているものとする。

(1) 貸間、アパート等については、貸与することができる独立した室数がおおむね 10 以上であること。

(2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね 5 棟以上であること。

Q 1-6 国庫補助金、県費補助金及び他の市費補助金と併用できますか？

A 1-6 国・県の補助金の場合、併用する補助制度において併用を禁止していない限り、併用することができます。

他の補助制度を受けて、本来であれば導入が難しかったら高価・高性能な機器を導入することは、省エネのメリットもありますし、地域経済にも好影響を与えるものです。積極的に国・県の補助制度を活用してください。

なお、国・県の補助制度の対象となる場合、それら制度への申請が条件となるため、国・県の交付決定通知 (又は不採択の通知) の添付が必要となります。この場合は、国・県の採択結果が出るまで、仮申し込みが可能ですので、担当までお問い合わせください。

一方、市補助金との併用は原則としてできませんが、商工会議所が窓口となる経営改善貸付制度 (通称: マル経融資) は、利子補給に市費があてられておりますが、併用は可能です。

Q 1-7 事業期間内に補助対象機器等の判断基準の変更はありえますか？

A 1-7 原則として、判断基準の変更はないようにしますが、自由度の高い補助制度のため、意図していない影響が生じることがあります。例えば、ある特定の機器のみ申請されるなど、設定したルールが本補助制度の目的と合致しない場合、年度途中での変更があります。

特に、小規模店舗向けの省エネルギー診断の指針は随時更新を予定しているため、年度途中で対象機器の基準が変更となることが十分に予想されます。

これらの変更があった場合、4月には補助の対象となったが、9月には対象とならないなどの状況が考えられます。

ただし、この場合にあっても、既に交付決定済みの案件であれば、金額等に変更はありません。

せんで、交付決定を受けた案件の金額が途中で変更となることはありません。(入札差金などによる減額を除く。)

Q 1-8 系統連携協議（および電力会社との契約）と設備認定を令和2年3月末日までに行いましたが、設置工事は令和2年度になります。この場合は補助事業として対象になりますか？

A 1-8 設置工事着手から支払いまでを一連の補助事業として扱いますので、この場合は令和2年度の補助事業として対象になります。(ただし、令和2年4月1日以前に工事に着手している場合は補助の対象となりません。)

Q 1-9 「構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合」とは具体的にどのような事業ですか？

A 1-9 公共的団体が専ら構成員への貸し出しやサービス提供に必要な施設、設備の整備となります。具体的には、農業協同組合の会議室や育苗施設、漁業協同組合の会議室や冷凍倉庫、森林組合の製材設備、商工会議所・商工会の会議室等が該当します。

なお、新エネルギー・省エネルギー対策を行うに当たり、両方の施設が含まれ不可分である場合(例えば事務所と貸し会議室が1つの建物の中にあり、その屋上に太陽光発電を設置する)は、補助対象となります。

Q 1-10 着工済みの事業も対象となりますか？

A 1-10 補助対象となる事業は、着工前に交付決定を受けた事業のみとなりますので、着工済みの事業は補助対象外です。

Q 1-11 リース契約は補助対象となりますか？

A 1-11 リース契約は補助対象外です。

2 対象者関係

Q 2-1 個人事業主ですが、対象となりますか？

A 2-1 貸借対照表と損益計算書の提出が必要なため、青色申告者等、複式簿記で記帳されている方が対象となります。

Q 2-2 対象事業者の定義にある「市長が適当と認めるもの」とは？

A 2-2 設備を使用していただくことが地球温暖化対策となりますので、経営状況、市の方針など、次の条件で補助対象事業者としての適正を判断します。これ以外であっても、継続的な経営に疑義が生じる状態の場合は、交付の対象となりません。

- (1) 経営状況が著しく悪化しているもの
- (2) 設備が導入される施設の継続的運営にあたり、法令による著しい制限がかけられているもの
- (3) 市の指導方針(要綱として公開されているもの)又は富士山麓地域環境管理計画の基準を満たさないもの
- (4) 過去5年間に継続的な経営に影響を与える行政処分を受けたもの
- (5) 富士市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当するもの
- (6) 暴力団員等が所属するもの
- (7) 暴力団、暴力団員等が構成する組織及び暴力団員等への利益供与を行うもの

(1) について、最新の決算報告書において、次に挙げる2つの状況のいずれかに当てはまる事業者にあつては、原則として交付の決定を受けることができません。ただし、有資格者(公認会計士、税理士又は中小企業診断士)の意見において、法定耐用年数の期間、業種や経営方針などの条件の中で、通常の経営状況の範囲内であることを説明できる場合、この例には当たりません。

- a 最新年度の貸借対照表において、債務超過となっている場合（個人事業主にあつては元入金が0円を下回る場合）
- b 最新年度の貸借対照表において、自己資本比率が5%を下回り、かつ損益計算書において営業損失を生じている場合

なお、本補助制度は電力や燃料価格の高騰の影響を緩和する目的をもっていることから、bの条件において、営業損失額が、電力、燃料費の合計額の20%の範囲内である場合、営業損失が発生していないものと見做します

(2) の「著しい制限」の例として、次のものが挙げられます。

- ア 禁止区域内に立地する既存施設のため、施設の運営に制限がかけられている施設
- イ 都市計画事業の対象施設（立地や導入設備の種類など、個別状況により判断が異なりますので、ご相談ください。）

(4) の行政処分を受けてから5年が経過しており、財務状況に問題が無ければ、該当はしません。5年以内に行政処分を受けている場合は、個別の判断となります。

Q 2-3 公共的団体とは何ですか？

A 2-3 地方自治法第157条にて使用されている用語であり、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の福祉団体、文化協会、体育協会の文化事業団体等の公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人であるか否かを問いません。また、「公共的な活動」とは、公共の利益を優先させて行う活動のことをいいます。

なお、本補助事業では、主たる構成員が中小企業者としておりますので、協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体等が主な対象になります。

Q 2-4 社会福祉法人ですが、中小企業者に含まれますか？

A 2-4 医療法人、学校法人及び社会福祉法人について、本事業においては、サービス業として扱います。

ただし、これら施設には他の補助制度が整備されているため、補助金の重複受給に気をつけてください。（本補助制度は、国・県補助金との併用は可能ですが、市補助金との併用はできません。）

3 補助金額関係

Q 3-1 補助金額に下限はありますか？

A 3-1 要綱上、千円未満の補助金は交付できませんので、それ以上が対象となります。

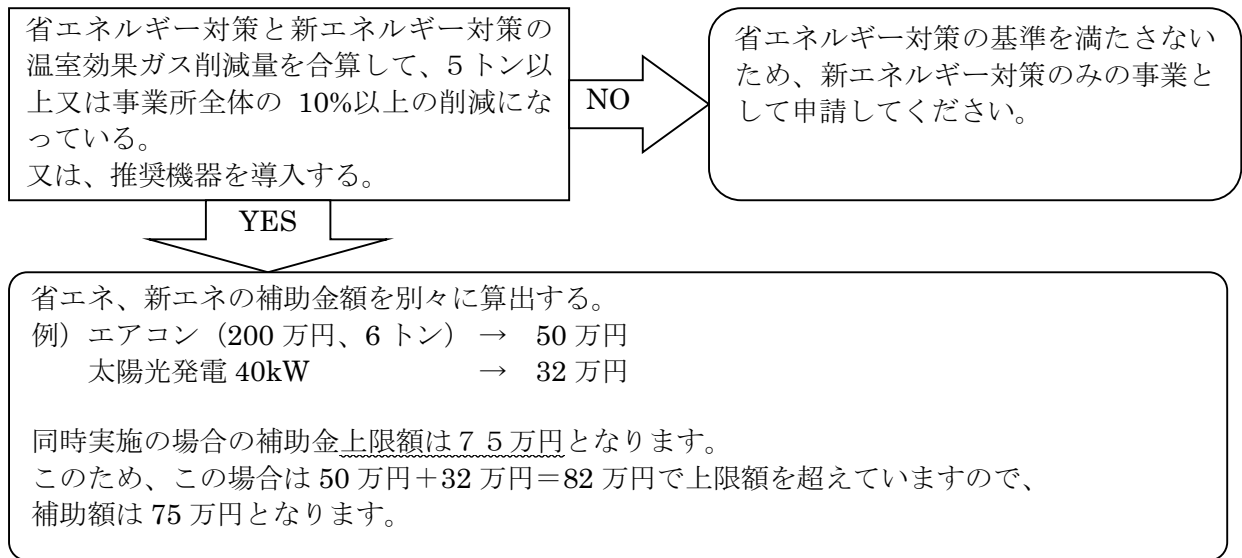
Q 3-2 国庫補助金（県費補助金）を併用するより、市の補助金単独の補助金額が多くなるのですが、市補助金だけの申請を行ってもよいですか？

A 3-2 該当する補助制度がある場合は、そちらの申請が必須となります。

なお、国・県への補助金を申請することで、市補助金単独より合計の補助金額が下がる場合であつて、その国・県の補助金制度が環境マネジメントの取得等の環境対策を義務付けている等、補助金の申請を義務とすることが環境対策を阻害する状況にある場合は免除しますので、ご相談ください。

Q 3-3 省エネルギー対策と新エネルギー対策を同時に導入すると補助金額はどのようにになりますか？

A 3-3 省エネルギー対策と新エネルギー対策を同時に実施する事業は、補助金額はそれぞれの基準で算出した額を合算しますが、上限額は75万円（省エネルギー対策）として扱います。
このため、発電出力94kWを超える太陽光発電（補助金額約75万円）の場合、省エネルギーと組み合わせると補助金額が下がりますので、太陽光発電のみで申請するようにしてください。



Q 3-4 LEDと他の対策を同時実施した場合の補助金額は、どのように計算しますか？

A 3-4 それぞれの機器にて補助金額を算出し、合算してください。
(下の例では、説明の簡略化のため、温室効果ガス削減量を除いてあります。)

例) LED導入費40万円と空調導入費40万円の場合

LED	導入費	40万円	÷	4	×	0.8	=	8万円	
空調	導入費	40万円	÷				=	10万円	
								合計	18万円

なお、合算の導入費が300万円を超える場合は、上限額は按分となります。

例) LED導入費200万円と空調導入費150万円の場合

LED	導入費	200万円	÷	総事業費	350万円	×	75万円	×	0.8	=	34.2万円	
空調	導入費	150万円	÷	総事業費	350万円	×	75万円			=	32.1万円	
											合計	66.3万円

4 申請手続き関係

Q 4-1 補助金は先着順ですか？

A 4-1 先着順です。

ただし、一定の条件に該当する場合は、仮申込として枠を確保しておくことができます。
一定の条件：国県への補助金申請、太陽光発電の設備認定・系統連携協議期間、省エネ診断 等

Q 4-2 何回申請可能ですか？

A 4-2 年度1回限りです。

ただし、資金繰りなどの都合で、2年度以上に分けて導入する場合について、明らかに補助金上限額を逸脱する目的（例えば、3月下旬と4月上旬に導入するなど）ではないときは、全体を一連の導入とすることがありますので、ご相談ください。

<同一機器の定義>

用途、性能等から従前設置した機器と同等といえる機器になります。

例えば、補助金を受けて蛍光灯型LED照明を設置した場合、次回以降、蛍光灯交換型のLEDについては対象となりませんが、水銀灯交換型のLEDについては対象となります。

Q 4-3 年度内の別の時期(例えば5月と10月)にLED照明導入と高効率空調の導入を行います。両方補助対象とすることはできますか？

A 4-3 全ての事業が年度内（4月から翌年3月まで）に終了するのであれば、申請可能です。

この場合、最初の工事に入る前に、すべての導入を1つの事業とした申請書を提出してください。

5 発注・支払い関係

Q 5-1 支払いは手形でも補助金の対象となりますか？

A 5-1 支払いが手形の場合は補助金の対象になりません。

Q 5-2 金融機関の振込をするため、領収書が発行されませんがどのようにすればよろしいですか？

A 5-2 金融機関の振込みを証明する書類で領収書を代用できます。（通帳や通知など）

Q 5-3 債権の相殺をするため、総額の領収書が発行されませんがどのようにすればよろしいですか？

A 5-3 相殺を説明できる書類とその相手先からの証明で代用することができますが、個別に必要な書類が異なることも考えられますので、このような時は事前にご相談ください。

6 具体的事例

Q 6-1 温室効果ガス効果はどのように計算すればよろしいですか？

A 6-1 環境省のマニュアル (<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>) に沿って算出してください。

なお、補助金交付後、十分な削減効果が出ていない場合は、補助金の返還となる場合があります。

Q 6-2 太陽光発電設備ですが、温室効果ガス削減量の算出はどのように行いますか？

A 6-2 発電出力1kWあたり1, 100kWh発電するものとし、算出してください。

例) 発電出力 20 kW

$$20 \text{ kW} \times 1,100 \text{ kWh/kW} \times 0.69 \text{ kg/kWh} = 15,180 \text{ kg}$$

Q6-3 店舗兼住宅のため電気などの契約が1つとなっています。補助金の申請は可能ですか？

A6-3 おおよそ店舗で多く使われるだろうものであれば可能です。(明らかに住宅部分での利用がほとんどを占める場合は認められません。)

ただし、次の通りとしてください。

①使用用途が明確に店舗と住宅で分けられるものの削減効果は、全量を補助金による削減量としてください。

(例) 店舗につけるLED照明、店舗のみで使う高効率給湯器、店舗につける高効率空調 など

②使用用途が明確に店舗と住宅に分けられないものの削減効果は、3分の2を補助金による削減量とみなします。

なお、子メーターなどで、店舗側の使用量が3分の2を超えることを明確に説明できるときは、その使用量を用いることが出来るものとします。

(例) 太陽光発電、店舗と住宅で共用している高効率給湯器 など

Q6-4 機器の更新により省エネを行います。設備規模の縮小を伴います。補助金の対象となる温室効果ガスの削減量はどれくらいになりますか？

A6-4 補助対象となる温室効果ガスの削減量は、省エネルギー対策によるもののみとなります。このため、次の(1)(2)を算出し、削減量の確定は下の方法によってください。

(1) 温室効果ガス削減総量

従前使用量 × (1 - (新機器定格能力 / 旧機器定格能力)) × 温室効果ガス排出係数

※定格能力：定格運転時の単位時間あたりの燃料消費量

(2) 省エネルギーによる温室効果ガス削減量

従前使用量 × (1 - (新機器効率 / 旧機器効率)) × 温室効果ガス排出係数

※効率：エネルギー消費効率

原則として、補助金の対象は(2)となりますが、省エネルギー診断の結果、取り組むことで使用量そのものが削減される場合は、その削減量を最大(1)の値まで積み上げることができます。

また、取り組みではありませんが、ボイラの規模縮小による発停回数の縮小、定格運転時間比率の向上等による削減効果を明示することができる場合は、その削減量の積み上げを認めます。

このとき、先に上げたボイラのように効果があることがわかっていますが、その量の算出が困難なときは、(1)と(2)の単純平均値を削減量として認めます。※

※この算出方式は暫定とし、今後、富士市環境エネルギー推進協議会にて協議し、算出方法を定めたときは、その算出方法へ変更します。

7 その他

Q7-1 設置後に報告などはありますか？

A7-1 補助金で導入した機器の状況について、広く啓発していただくことが条件となっており、補助金の交付を受けた方は、本事業の広報事業を実施していただきます。
富士市環境フェアへの出展も対象となりますので、ぜひ、ご利用ください。

富士市環境フェアへの出展について
第14回富士市環境フェア（ふじさんめっせ）
開催日 令和2年12月5日（土）（予定）
出展料 1万円/小間（予定）
来場者 12,000人（R1実績）

Q7-2 富士市環境アドバイザーには、どうすればなれますか？

A7-2 申請書類に知見を示す資格の登録証などの写しを添えて、環境総務課まで提出してください。
なお、様式や登録方法の詳細は、WEBサイトをご覧ください。

環境アドバイザーとして登録できる方は以下の全てを満たす方です。

- (1)満20歳以上の者又は法人（権利能力なき社団を含む。）
- (2)地域の環境について強い関心を持ち、進んで地域の環境保全活動等に協力する熱意を持つもの
- (3)環境問題について助言を行うに足る知見を有するもの

知見を示す資格一覧の例（地球環境部門エネルギー分野）

- 技術士（建設部門、電気・電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門）
- エネルギー管理士
- 一級建築士
- 一級建築施工管理技士
- 一級電気工事施工管理技士
- 一級管工事施工管理技士
- 建築設備士

Q7-3 国の補助金公募期間を過ぎてしまいました。次の公募に応募し結果が出るまで市の補助金を受けることはできませんか？（Q1-6の補足：省エネルギー）

A7-3 該当する補助制度がある場合は、そちらの申請が必須となります。
なお、国・県への補助金を申請することで、市補助金単独より合計の補助金額が下がる場合であって、その国・県の補助金制度が環境マネジメントの取得等の環境対策を義務付けている等、補助金の申請を義務とすることが環境対策を阻害する状況にある場合は免除しますので、ご相談ください。

Q7-4 補助金で取得した財産の処分について、どのような制限がありますか？

A7-4 交付の条件の一つとして、「(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。」としており、交付決定通知において、その旨の周知をしているところです。

本補助制度の目的は、設備を使用することにより温室効果ガスを削減することですので、法定耐用年数は利用していただくため、このように規定しております。

なお、これによる財産の処分制限の例としては、次の通りです。

- (1) 補助事業者の責任ではない、風災害による破損、残存価値を上回る修理費が必要となる故障
補助金で導入した設備の処分が可能であり、補助金返還義務等は発生しません。この場合
の残存価値は、定額法での残存価値とします。
- (2) 補助事業者の都合による破棄
補助金の返還義務が発生することがありますので、事前に環境総務課までご相談ください。
- (3) 設備の売却
補助事業者から購入する者が、交付の条件を引き継ぐ場合は可能です。
- (4) 担保の用に供する場合（工場財団への組み入れ、リースバックの利用等を含む。）
設備の運用に変更がない場合は可能です。ただし、担保の用に供する前に、環境総務課ま
でご相談ください。